

## 「デジタルサービス法」草案について

電信ネットワーク設備の普及やモバイル端末の活発な発展に伴い、我々はすでに電磁的方法により遠隔から提供されるデジタルサービスの利用が当たり前となっている。しかし、世界各地で政治的・商業的な目的を持った偽情報が相次ぎ、さらには国家の安全が脅かされる事件が社会に蔓延してきたことにより、「インターネットガバナンス」の問題が国際的な懸念を引き起こしている。現在のところ、「接続サービス（単なる導管=mere conduit）」や「オンライン・プラットフォームサービス」などのプロバイダーが、重要となる「ゲートキーパー（制御装置）」の特性を有することから、各国ともに、プロバイダーに対しそのガバナンス責任を負わせる傾向にあり、プロバイダーの業務行為に更なる規制の追加が望まれている。今回、台湾の国家通信委員会（NCC）が発布した「デジタルサービス法」は、欧州連合（EU）委員会が2020年12月15日に制定し2022年1月20日に可決した「デジタルサービス法（Digital Services Act, DSA）」を参考にしており、プロバイダーへの責任点を明確にし、利用者（ユーザー、又はサービス受信者）の権益保護と自由で安全かつ信頼できるデジタル環境を確立することが期待される。今回の草案の要点は、次のとおりとなる。

### 一、規制対象

本草案は、欧州連合の「デジタルサービス法」を参考にし、「デジタルサービス」を態様と規模ごとに、「単なる導管(mere conduit)サービス」、「キャッシング(caching)サービス」及び「ホスティング(hosting)サービス」の三つに分類し、その中でも、ホスティングサービスには、「オンライン・プラットフォームサービス」及び「指定（大規模）オンライン・プラットフォームサービス」が含まれている（本草案第2条参照）。このほか、「デジタルサービス」は性質上、一般的に国境の概念が希薄であるため、管轄権の判断については、台湾領域内に商業的拠点を持たずとも、台湾と実質的な関連（台湾領域内の利用者数や、台湾の利用者及び市場への影響の有無などの認定要素）を持つプロバイダーは、台湾の管轄下とし、立法の目的を達成するものとする（本草案第4条参照）。

1. 「単なる導管サービス」とは、サービスの受信者が提供する情報を通信ネットワークで転送する、若しくは通信ネットワークへのアクセスを提供するサービス、又は対人通信サービス（interpersonal communications services）を指す。例として、

---

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

中華電信の「光世代（光ファイバー）」<sup>1</sup>が挙げられる。

2. 「キャッシングサービス」とは、通信を効率化することを専門とした、通信ネットワーク経由でサービス受信者が提供する情報を自動的、中間的、かつ一時的に保存するものを指す。例として、台湾固網股份有限公司、亞太電信股份有限公司などが挙げられる。
3. 「ホスティングサービス」とは、サービス受信者から提供された情報を、サービス受信者の要求に応じて格納するものを指す。例として、VMwareなどが挙げられる。
4. 「オンライン・プラットフォームサービス」とは、サービス受信者の要求に応じて保存する情報を公開するサービスを指す。例として、Meta や YouTube などが挙げられる。ただし、そのサービスに付随・付属する機能（例えば、ニュースサイトのコメント機能）は、本草案の規制対象に含まれない。
5. 「指定オンライン・プラットフォームサービス」とは、台湾領域内のアクティブサービス受信者数が 230 万人以上達する場合、NCC は、「指定オンラインプラットフォームサービス提供者」として公告し、追加義務を課すものとしている。

## 二、責務内容

今回の草案では、デジタルサービスの区分ごとに、それぞれに義務が課される。大まかな区別でみると、「すべてのプロバイダーに適用される一般義務」、及び「ホスティングサービス提供者に適用される追加義務」、「オンライン・プラットフォームサービス提供者に適用される追加義務」がある。

■ すべてのプロバイダーに適用される一般義務	
草案第 13～14 条	事業主体の基本情報の開示義務。台湾領域内に商業的拠点を持たない場合、領域内の代理人を書面で指定するものとする。
草案第 15 条	利用規約の公告（使用するアルゴリズム意思決定ツールや手動による審査を含んだ、コンテンツモデレーション（投稿監視）に関するポリシー、手順、対策など）
草案第 16 条	透明性レポートの公表（詳細な内容及び規則形式は、主務機関の公告が待たれる）
草案第 17～21 条	(1) 裁判所の判決又は行政機関の行政処分書に応じた、特定の利用者に関する情報の提供（草案第 17 条）

<sup>1</sup> [中華電信の「光世代（光ファイバー）」](#)

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

	<p>(2) 裁判所による情報制限令及び緊急情報制限令の執行、又は担当行政機関による一時的な警告記載処分への協力（草案第 20 条）</p> <p>(3) 公開の共同データベースにおける情報に関する流通制限措置の掲載（草案第 21 条）</p>
<p>■ ホスティングサービス提供者に適用される追加義務</p>	
草案第 22 条	特定の情報を違法なコンテンツとする通知と、そのコンテンツへの対処機能の構築
草案第 23 条	利用者への削除の告知、又は特定情報へのアクセス制限措置
<p>■ オンライン・プラットフォームサービス提供者に適用される追加義務</p>	
草案第 24～25 条	プラットフォーム上の苦情処理システム及び紛争解決機能の構築
草案第 26 条	通知に関する優先的処理システムの確立（信頼された旗手（trusted flagger）からの提出を優先する）
草案第 27 条	顕著な違法コンテンツを反復提供する利用者に対する警告及びサービス提供の中断
草案第 28～30 条	<p>(1) 売り方に関する情報の開示義務（草案第 28 条）</p> <p>(2) 透明性レポートの義務の強化。そのレポート内容には、苦情処理システムに関連する資料、裁判外紛争解決機関に提出された紛争の数と所要時間、及びコンテンツモデレーションのための自動化テクノロジーの詳細な説明と救済措置などに及ぶ。（草案第 29 条）</p> <p>(3) 広告の表示時における、明確でリアルタイムな関連情報の開示（草案第 30 条）</p>
<p>■ 指定オンライン・プラットフォームに適用される追加義務</p>	
草案第 33～35 条	提供するサービスのシステムリスクの分析と、比例原則に一致する効果的な管理措置の採用。当該管理措置は外部からの監査を経たあとに報告書を主務機関に届け出る。
草案第 36 条	利用規約の公告義務の強化。内容には採用するレコメンダシステム（おすす機能）で使用されるパラメータへの説明が追加される。

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

### 三、主務機関の措置

1. 本草案第 18 条と第 19 条に基づき、各法規の担当行政主務機関は、プロバイダーが利用者（サービス受信者）の要求に応じて送信又は保存する情報に関して、法律の強行又は禁止規定に違反したと認める場合、公共利益へのリスク回避又は軽減のために、裁判所に対して「情報制限令」を申し立てることができる。裁判所は、審理終結後根拠があると認めた場合、当該情報の削除若しくはアクセスへの制限、又はその他必要な措置を実施する「情報制限令」を発するものとする。留意する点として、本草案第 18 条第 7 項によると、当該行政主務機関がデマ又は偽情報であると判断し、かつ法律の強行又は禁止規定に違反するとした場合は、公共利益へのリスク回避又は軽減のために、プロバイダーに対し、当該情報への一時的な警告記載処分を行うよう要求することができることである。
2. 当該情報の削除又はアクセスへの制限が即時に行われなければ、公共の利益に回復が難しいほどの甚大な被害が見込まれ、緊急を必要とする場合、各法規の担当行政主務機関は、本草案第 20 条に基づき、裁判所に対し「緊急情報制限令」を申し立てることができる。裁判所は、「緊急情報制限令」の申立てを受理する専用窓口を設置しなければならない、48 時間内に発行又は却下の決定を行う義務がある。
3. プロバイダーのモデレーション（コンテンツ管理）の促進、自由で安全なインターネット環境の維持、そして利用者の権益を保障するために、NCC は、本草案に基づき、デジタルサービス責任専門機構の設立を予定している。この責任専門機構によって各法規の担当行政主務機関が提示する行政処分書や裁判所が発行する緊急情報制限令を速やかにプロバイダーに通知するほか、デジタルサービスの技術運用基金を設置するものとする（草案第 39 条から第 45 条）。

### 四、解析

インターネット情報やソーシャルメディア・プラットフォームなどへの管理に対する法規制を含むインターネットガバナンスについては、すでに欧州諸国で多く議論されてきている。なかでも、2018 年フランスにおいては、「情報操作との戦いに関する法律（フェイクニュース対策法）」が可決し、民衆からの摘発を受けたソーシャルメディアは、偽情報を排除し、放送メディアの担当主務機関に通知するだけでなく、フェイクニュース摘発機能の構築も義務付けられている。違反すれば、主務機関からの処罰を受けることとなる。また、ドイツでは、「ネットワーク執行法（SNS 法）」を通じて、一定規模以上の大規模ソーシャルメディアサイトに対し、ドイツ刑法に顕著に違反するヘイトスピーチや公共の秩序に危害を及ぼす言論などを削除することが義務付けられている。これらの法規からも、インターネット上の偽情報という巨大な脅

---

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

威を目の前にして、プロバイダーが一貫してコンテンツに対する責任を一切持たないという主張は、もはや現実の要求に見合っていないと思われる。しかし、如何なる国家の行政機関であっても、通信や言論の伝達の制限にかかわるときは、相当に慎重にならなければならない。さもなければ、憲法で保障されている言論の自由が侵害されるおそれがあり、それは民主の中核的価値が損なわれることを意味するからである。



---

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供  
するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異  
なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。